（年間収入が一定額以下等の別住居の学生） ⑹　学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する学校、第124条に規定する専修学校もしくは第134条に規定する各種学校（修業年限が１年以上あるものに限る。）、または第104条第７項第２号に規定する学位の授与の対象となる課程を有する教育施設（当該課程を履修する者に対し給与の支払をしていないものに限る。）（別表４において「学校等」と総称する。）に在学する別表４に掲げる学生が生計をともにする者と住居を別にした場合において、当該学生が当該別の住居に受信機を設置し、またはＮＨＫの配信の受信を開始して締結する世帯についての受信契約。なお、当該学生について、生計をともにする者がいない場合は、当該学生が住居に受信機を設置し、またはＮＨＫの配信の受信を開始して締結する世帯についての受信契約も含む。	（年間収入が一定額以下等の別住居の学生） ⑹　学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する学校、第124条に規定する専修学校または第134条に規定する各種学校（修業年限が１年以上あるものに限る。）（別表４において「学校等」と総称する。）に在学する別表４に掲げる学生が生計をともにする者の住居とは別の住居に受信機を設置して締結する放送受信契約。なお、当該学生について、生計をともにする者がいない場合は、当該学生が住居に受信機を設置して締結する放送受信契約も含む。
（災害被災者） ⑺　災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助が行われた区域内において、当該救助に係る災害により半壊、半焼又は床上浸水以上の程度の被害を受けた建物に受信機を設置して締結されている受信契約、当該建物に居住する者がＮＨＫの配信の受信を開始して締結されている世帯についての受信契約、または事業所等世帯以外において当該建物をＮＨＫの配信の受信に用いる通信端末機器の設置場所として締結されている受信契約。この場合において、免除の期間は、当該救助の期間の初日の属する月およびその翌月の２か月間とする。 ⑻　⑺によるもののほか、非常災害があった場合において、免除すべき受信契約の範囲および免除の期間につき、あらかじめ総務大臣の承認を受けたもの	（災害被災者） ⑺　災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助が行われた区域内において、当該救助に係る災害により半壊、半焼又は床上浸水以上の程度の被害を受けた建物に受信機を設置して締結されている放送受信契約。この場合において、免除の期間は、当該救助の期間の初日の属する月およびその翌月の２か月間とする。 ⑻　⑺によるもののほか、非常災害があった場合において、免除すべき放送受信契約の範囲および免除の期間につき、あらかじめ総務大臣の承認を受けたもの

２　半額免除 （視覚、聴覚障害者） ⑴　身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者手帳を所持する視覚障害者または聴覚障害者で住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）にいう世帯主である者がその住居に受信機を設置し、またはＮＨＫの配信の受信を開始して締結する世帯についての受信契約	２　半額免除 （視覚、聴覚障害者） ⑴　身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者手帳を所持する視覚障害者または聴覚障害者で住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）にいう世帯主である者がその住居に受信機を設置して締結する放送受信契約
（重度の障害者） ⑵　別表５に掲げる重度の障害者（⑴に該当する者を除く。）で、住民基本台帳法にいう世帯主である者がその住居に受信機を設置し、またはＮＨＫの配信の受信を開始して締結する世帯についての受信契約	（重度の障害者） ⑵　別表５に掲げる重度の障害者（⑴に該当する者を除く。）で、住民基本台帳法にいう世帯主である者がその住居に受信機を設置して締結する放送受信契約
（重度の戦傷病者） ⑶　戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）に規定する戦傷病者手帳を所持する者のうち、障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）に規定する特別項症から第１款症に相当する重度の戦傷病者で住民基本台帳法にいう世帯主である者がその住居に受信機を設置し、またはＮＨＫの配信の受信を開始して締結する世帯についての受信契約	（重度の戦傷病者） ⑶　戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）に規定する戦傷病者手帳を所持する者のうち、障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）に規定する特別項症から第１款症に相当する重度の戦傷病者で住民基本台帳法にいう世帯主である者がその住居に受信機を設置して締結する放送受信契約
３　免除事由の調査 日本放送協会受信規約第10条第４項の調査は、基準第１項⑶および⑷による免除については１年ごと、基準第１項⑴、⑵および⑸ならびに基準第２項による免除については２年ごとに行なうものとする。 基準第１項⑹による免除については、日本放送協会受信規約第10条第５項の調査によることとし、学生の修業年限の最終年度に行なうものとする。	３　免除事由の調査 日本放送協会放送受信規約第10条第４項の調査は、基準第１項⑶および⑷による免除については１年ごと、基準第１項⑴、⑵および⑸ならびに基準第２項による免除については２年ごとに行なうものとする。 基準第１項⑹による免除については、日本放送協会放送受信規約第10条第５項の調査によることとし、学生の修業年限の最終年度に行なうものとする。